

指宿広城市町村圏組合会計事務決裁規程

(平成25年指宿広城市町村圏組合訓令第4号)

改正 平成27年指宿広城市町村圏組合訓令第3号

令和2年指宿広城市町村圏組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の円滑な執行を期すとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決する者が不在のときに、あらかじめ認められた範囲内で、一時これらの者に代わって決裁することをいう。

(会計管理者の決裁事項及び事務局長の専決事項)

第3条 会計管理者の決裁事項及び事務局長の専決事項は、別表のとおりとする。

2 前項に定める専決事項であっても、事案が異例又は重要と認められるものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(会計管理者の決裁事項の代決)

第4条 会計管理者の決裁を受けるべき事項について会計管理者が不在のときは、事務局長がその事項を代決することができる。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年12月1日から施行する。
(会計管理者の権限に属する事務の専決規程の廃止)
- 2 会計管理者の権限に属する事務の専決規程（昭和60年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成27年4月1日指宿広域市町村圏組合訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	区分	支出負担行為の確認及び支出命令の審査	
		会計管理者	事務局長
1 一般支出に係るもの	1 報酬		○
	2 給料		○
	3 職員手当等	退職手当	○
		上記以外のもの	○
	4 共済費		○
	5 災害補償費	○	
	6 恩給及び退職年金		○
	7 報償費	100万円以上	100万円未満
	8 旅費		○
	9 交際費	10万円以上	10万円未満
	10 需用費	光熱水費	○
		燃料費	○
		食糧費	10万円以上
		上記以外のもの	10万円未満
	11 役務費	広告料	300万円以上
		上記以外のもの	300万円未満
	12 委託料	300万円以上	300万円未満
	13 使用料及び賃借料	300万円以上	300万円未満
	14 工事請負費	300万円以上	300万円未満
	15 原材料費	300万円以上	300万円未満
	16 公有財産購入費	300万円以上	300万円未満
	17 備品購入費	200万円以上	200万円未満
	18 負担金、補助及び交付金	200万円以上	200万円未満
	19 扶助費	—	—
	20 貸付金	—	—
	21 補償、補填及び賠償金	工事執行に係るもの	300万円以上
		上記以外のもの	300万円未満
	22 償還金、利子及び割引料		○
	23 投資及び出資金	—	—
	24 積立金	200万円以上	200万円未満
	25 寄附金	○	
	26 公課費		○
	27 繰出金	—	—

2	調定書	100万円以上	100万円未満
3	戻出命令書	10万円以上	10万円未満
4	戻入命令書		○
5	更正命令書		○
6	精算書		○
7	予算流用伺書		○
8	予備費充用伺書		○
9	歳入歳出外現金の収入及び支出		○
10	物品の出納	重要物品	○
		上記以外のもの	○
11	公金振替		○
12	歳計現金等の一時運用		○